

グリーン調達基準

2025 年 4 月 1 日（第 2.0 版）



オークマ株式会社

調達本部

本部長

副本部長

RoHS 対応委員会

委員長

作成

大森 '25.03.27 道広	中島 '25.03.26 智広	足立 '25.03.26 光明	佐竹 '25.03.26 明喜
------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

目次

1. はじめに	3
2. 当社のグリーン調達	4
2.1. 目的	4
2.2. 適用範囲	4
2.3. 禁止対象物質と管理対象物質	4
2.3.1. 禁止対象物質	4
2.3.2. 管理対象物質	5
2.4. 購買品の選定基準	5
3. お取引先様への依頼事項	6
3.1. 製品含有化学物質管理体制の構築・運用	6
3.2. 禁止対象物質の排除および管理対象物質の把握	6
3.3. 含有化学物質に関する情報の提供	6
3.3.1. 含有化学物質に関する情報提供の流れ	6
3.3.2. 含有化学物質情報調査の提出様式	7
3.3.3. 提出書類の変更連絡	8
3.3.4. 含有化学物質情報調査の対象外	8
3.4. 提出情報の取扱い	8
改訂履歴	9

1. はじめに

当社は「オークマの企業理念」に基づき、企業の社会的責任を果たしつつ事業活動を行います

企業理念

オークマは、総合一貫した“ものづくりサービス”を通じて、世界中のお客様の価値創造に貢献することで、オークマと共に歩むすべての人々の幸せを実現します。

当社は、お取引先様と共に成長し発展する重要なパートナーと捉え、各種方針を支持していただくことを期待するとともに、社会の持続的な成長に貢献しつつ、持続可能な購買・調達活動を推進します。

そのような中、EUのRoHS指令¹やREACH規則²に代表される世界的な製品含有化学物質規制への対応が当社製品にも求められています。これらの法規制に対応するためには、製品を構成する全ての部品・ユニットにおいて、お取引先様と共に有害化学物質の含有量を調査・把握し、削減しなければなりません。

つきましては、本趣旨をご理解頂き、ご協力をお願いいたします。

¹ 電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令 (2011/65/EU)

² 化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する欧州議会及び理事会規則 ((EC)No1907/2006)

2. 当社のグリーン調達

2.1. 目的

本基準は、当社がサプライチェーン全体で持続可能な発展を目指し、環境に配慮した製品・サービスの調達を行うための基準を定めることを目的としています。

特に、当社が顧客に提供する製品に関わる含有化学物質に関する各国の法規制や業界基準、およびそれらに基づく当社顧客からの要請を踏まえ、製品含有化学物質に関する当社の考え方及びお取引先様にお願いする事項等を定めています。

2.2. 適用範囲

本基準はお取引先様から調達する当社製品に関わる全ての購買品に適用します。ただし、ここでいう「購買品」には下記が含まれます。

- 一般部品（外作品を含む）
 - 当社が出荷する製品を構成するユニット品、部品、材料、副資材等
 - 上記に関連する付属品
 - 上記に関連する補修用部品、予備品
 - 上記に関連する印刷物（取扱説明書、ラベルなど）
- 梱包材
 - 当社製品出荷時に使用する梱包材（木材、金枠、段ボール類、ビニール袋類、テープ類、印刷インキ、接着剤など）
 - お取引先様が当社に一般部品を納入する際に使用する梱包材

2.3. 禁止対象物質と管理対象物質

2.3.1. 禁止対象物質

各国製品含有化学物質規制や当社顧客からの要請等によって、製品への含有が禁止または制限されている物質を禁止対象物質とします。禁止対象物質は、各国製品含有化学物質規制等の動向等を踏まえ次の2つのレベルに分けて管理します。

(1) 禁止対象物質レベル1

各国製品含有化学物質規制によって、または当社製品が各国製品含有化学物質規制の対象とならない場合であっても当社顧客からの要請等によって、即時または当社指定の日付から製品への含有を禁止または制限する物質（別表1 参照）

(2) 禁止対象物質レベル2

禁止対象物質レベル1以外の物質で、本基準の策定・改版時点で、各国製品含有化学物質規制で禁止や制限が検討されており、今後の動向や顧客要請を踏まえて、当社として適用時期を検討している物質（別表2 参照）

なお、禁止対象物質指定の根拠となっている、主な製品含有化学物質規制については、お取引先様においても最新情報を適宜ご確認頂き、ご対応をお願いいたします。

- EU REACH規則（（EC）No 1907/2006） 附属書XVII)
- EU RoHS指令（2011/65/EU）
- EU POPs規則（（EU）2019/1021）
- EU 電池規則（（EU）2023/1542）
- EU 包装材指令（94/62/EC）
- 米国 TSCA（第6条 禁止物質）
- 日本 化審法（第一種特定化学物質） など

2.3.2. 管理対象物質

含有を禁止・制限するものではなく、使用有無や使用用途、含有部位、含有濃度などについて、データを把握すべき物質を管理対象物質とします。

管理対象物質は、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が定めた「chemSHERPA 管理対象物質（最新版）」の対象物質から、禁止対象物質を除いた物質です。

2.4. 購買品の選定基準

品質や価格、納期等に加え、製品含有化学物質管理に関する次の要件をすべて満たした購買品を採用します。

(1) 一般部品

- 購買品ごとにお取引先様から提出頂く含有化学物質情報によって、禁止対象物質の非含有が確認できていること
- 購買品ごとにお取引先様から提出頂く含有化学物質情報によって、管理対象物質の含有情報が確認できること

(2) 梱包材

- お取引先様ごとに提出頂く含有化学物質情報によって、禁止対象物質の非含有が確認できていること

3. お取引先様への依頼事項

3.1. 製品含有化学物質管理体制の構築・運用

JIS Z 7201「製品含有化学物質管理－原則と指針」³や、JAMP「製品含有化学物質管理ガイドライン」⁴に準じた製品含有化学物質管理体制の構築及び運用をお願いします。

また、当社が必要と判断した場合には、製品含有化学物質管理体制の構築状況や運用状況を確認させていただきます。

3.2. 禁止対象物質の排除および管理対象物質の把握

当社が購買品の仕様として特別に指定する場合および法規制等の適用除外要件に該当する場合を除き、禁止対象物質を含有する購買品の納入を禁止します。

また管理対象物質については、該当物質の含有情報を適切に把握した上で、当社への情報提供をお願いいたします。

製品含有化学物質含有情報を適切に管理するためには、お取引先様における対応はもとより、お取引先様の購入先も含めたサプライチェーンでの対応が不可欠です。そのため、購入先に対しても製品含有化学物質管理体制の構築や情報提供等の対応を要請いただき、禁止対象物質等の排除および管理対象物質の把握にご協力下さい。

3.3. 含有化学物質に関する情報の提供

上記事項を確認・管理するために、購買品の含有化学物質に関する情報の提供をお願いいたします。

3.3.1. 含有化学物質に関する情報提供の流れ

図2に示す含有化学物質調査の流れに従い、情報提供をお願いします。当社からお取引先様に対し調査を依頼し、回答内容を確認・評価いたします。

³ 製品含有化学物質管理に関する日本の工業規格であり、サプライチェーン全体で共有されるべき、設計・開発、購買、製造、引き渡しの各段階における製品含有化学物質管理の原則及び指針を示す。

⁴ JIS Z 7201 が示す製品含有化学物質管理の原則に基づき、作成されたガイドラインであり、サプライチェーン全体を通じて製品含有化学物質管理が確実にかつ効率的に実践されるように、共通的な製品含有化学物質管理の要件を示す。

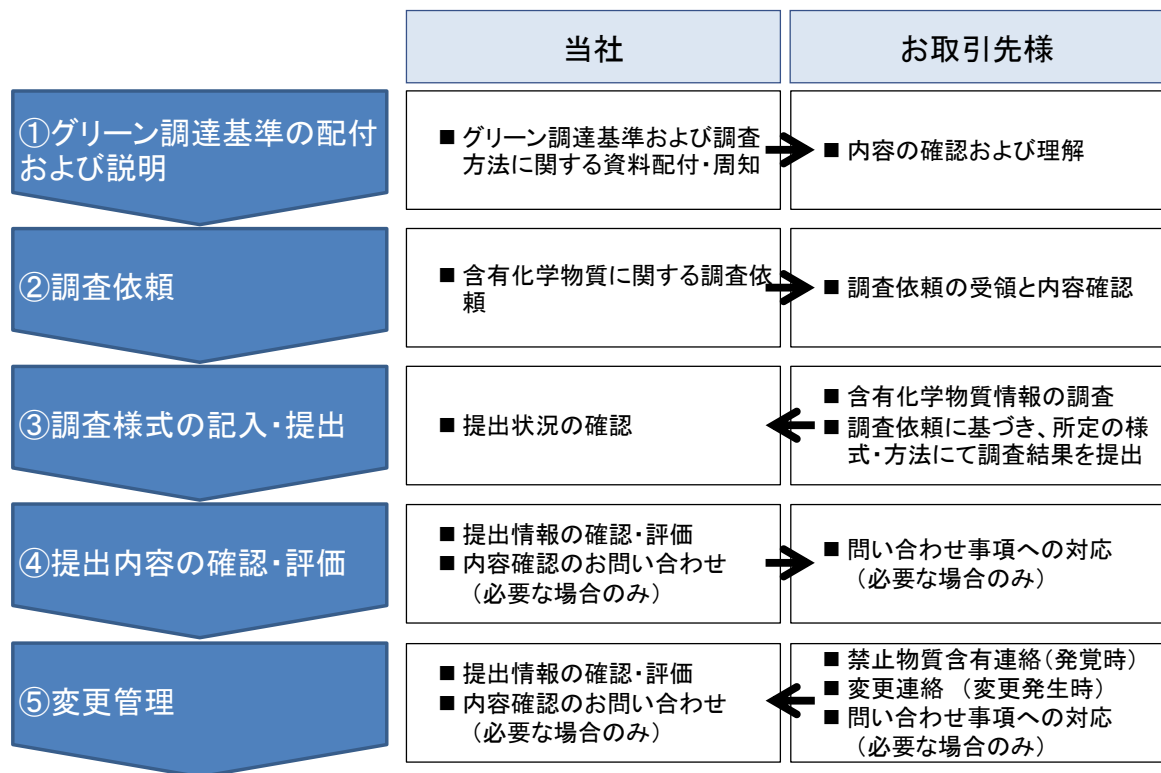


図 1 含有化学物質情報調査の流れ

3.3.2. 含有化学物質情報調査の提出様式

購買品の含有化学物質情報調査として提出頂く様式類は表 1のとおりです。各お取引先様に提出を依頼する際に当社より指定いたします。

表 1 購買品調査に用いる含有化学物質情報調査様式類

購買品	調査単位	様式	調査依頼時期
一般部品	購買品ごと	chemSHERPAデータ作成支援ツール ⁵ に基づくxmlファイル (成分情報も記載した.shaiまたは.shci)	● 新規取引時 ● 構成部品変更時 ● 法規制の改正時 ● その他当社が必要と判断した場合
梱包材	お取引先様ごと	当社が指定する様式 (様式1 : 梱包材に対する非含有証明書)	

⁵ アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) が提供する製品含有化学物質情報の調査様式として、物質・混合物用の chemSHERPA-CI と成形品用の chemSHERPA-AI があります。これら様式の詳細は chemSHERPA のホームページ (<https://chemsherpa.net/>) をご確認ください。

(1) 一般部品

当社と直接取引を行っているお取引先を対象に、購買品ごとに含有化学物質情報をご確認頂き、購買品ごとに当社指定の含有化学物質情報提供様式を作成し、当社指定のWebシステムを通じて提出して頂きます。

なお、当社指定の含有化学物質情報提供様式での情報提供が困難な場合には、当社お問い合わせ窓口にご相談ください。

(2) 梱包材

梱包材については、お取引先様が当社に納入する全ての梱包材について、禁止対象物質が非含有であることをご確認頂き、取引先ごとに当社指定の含有化学物質情報提供様式を当社指定のWebシステムを通じて提出して頂きます。

3.3.3. 提出書類の変更連絡

非含有として各種書類を提出頂いたにも関わらず、その後に禁止対象物質の含有が判明した場合には、速やかに当社まで報告頂きますようお願いいたします。

また、当社製品の含有化学物質を管理する上で、お取引先様の変更情報を把握しておくことが重要です。既に当社にご提出頂いた含有化学物質情報や非含有証明書に関する内容に変更が生じた場には、速やかに変更連絡をお願いします。

変更内容を当社にて確認し、必要な場合には、改めて該当する購買品に対する含有化学物質情報の調査を依頼します。

3.3.4. 含有化学物質情報調査の対象外

(1) 製造終了製品

製造が終了している製品については、改めて含有化学物質情報調査は要求しませんので、その旨のご連絡をお願いします。

(2) 製造終了部品を使用した製品

製造が終了している部品・材料を使用した製品については、その部品・材料を除いた含有化学物質情報調査の提出をお願いします。また、提出時にその旨をお知らせくださいますようお願いいたします。

3.4. 提出情報の取扱い

ご提供頂きました含有化学物質に関する情報は、当社で厳重に管理するとともに、購買品の評価を行う目的以外に使用することはありません。ただし、各国の司法・行政機関及び各団体等からの法令に基づいた情報提供・開示要請に利用する場合があります。

改訂履歴

版数	制定・改訂日	内容
第 1.0 版	2017 年 9 月 13 日	制定
第 1.1 版	2018 年 5 月 14 日	・ 2.3.1（禁止物質）から RoHS を除外した。 ・ 別表 1（禁止物質）を廃止し、2.3.1 項の関連法規性名称に置き換えた。 ・ 様式 1 及び 2 を改正した。 ・ 2.3.3（含有調査の対象外）を追加し、製造終了品の適用除外を明記した。
第 2.0 版	2025 年 4 月 1 日	・ 別表 1（禁止物質レベル 1）および別表 2（禁止物質レベル 2）を設定した。 ・ 様式 1（梱包材に対する非含有証明書）を改訂した。 ・ 管理対象物質の範囲を chemSHERPA 管理対象物質に拡大した。 ・ 調査様式を chemSHERPA に変更した。

本基準に関するお問い合わせ先

材料、部品等・包装材のお取引先様 : 資材部

製造委託品のお取引先様 : 社外生産部

別表1 禁止対象物質レベル1のリスト

No	物質・物質群名	対象用途	禁止要件	特記事項	主要な関連規制
1	アスベスト類	全製品	意図的添加		[EU] REACH規則附属書XVII; [米国] TSCA; [スイス] 政令（ChemRRV）
2	カドミウム/カドミウム化合物	下記を除く全製品	均質材料中のカドミウムの0.01重量％（100ppm）	EU RoHS指令の適用 除外用途を除く	[EU] RoHS指令; [中国] 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法; [日本] 資源有効利用促進法; [EU] REACH規則附属書XVII
		電池	電池中のカドミウムの0.001重量％（10ppm）		[EU] 電池規則; [韓国] 電気用品および生活用品安全管理法（電池規制）
		梱包材	意図的添加または4種の重金属（カドミウム/カドミウム化合物、六価クロム化合物、鉛/鉛化合物、水銀/水銀化合物）の合計が0.01重量％（100ppm）		[EU] 包装材指令
3	六価クロム化合物	下記を除く全製品	均質材料中の六価クロムの0.1重量％（1000ppm）	EU RoHS指令の適用 除外用途を除く	[EU] RoHS指令; [中国] 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法; [日本] 資源有効利用促進法;
		梱包材	意図的添加または4種の重金属（カドミウム/カドミウム化合物、六価クロム化合物、鉛/鉛化合物、水銀/水銀化合物）の合計が0.01重量％（100ppm）		[EU] 包装材指令
4	ジブチルスズ化合物（DBT）	全製品	部品中のスズの0.1重量％（1000ppm）	-	[EU] REACH規則附属書XVII
5	ジオクチルスズ化合物（DOT）	(a)皮膚と接触することを意図する織物/皮革製品 (b)育児製品 (c)2液性室温硬化モールドINGKキット（RTV-2シーラントモールドINGKキット）	部品中のスズの0.1重量％（1000ppm）	-	[EU] REACH規則附属書XVII
6	フッ素系温室効果ガス（PFC, SF6, HFC）	全製品	意図的添加		[EU] Fガス規則
7	ヘキサブロモシクロデカン（HBCDD）	全製品	意図的添加または0.01重量％（100ppm）		[日本] 化学物質審査規制法; [EU] POPs規則
8	鉛/鉛化合物	下記を除く全製品	均質材料中の鉛の0.1重量％（1000ppm）	EU RoHS指令の適用 除外用途を除く	[EU] RoHS指令; [中国] 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法; [日本] 資源有効利用促進法; [EU] REACH規則附属書XVII
		熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表面被覆材中の鉛の0.03重量％（300ppm）		[米国 カリフォルニア州] プロポジション65
		電池	電池中の鉛の0.004重量％（40ppm）		[EU] 電池規則; [中国] 亜鉛負極電池の水銀・カドミウム・鉛含有量の制限要求（GB24427）
		梱包材	意図的添加または4種の重金属（カドミウム/カドミウム化合物、六価クロム化合物、鉛/鉛化合物、水銀/水銀化合物）の合計が0.01重量％（100ppm）		[EU] 包装材指令
9	水銀/水銀化合物	下記を除く全製品	意図的添加または均質材料の水銀の0.1重量％（1000ppm）	EU RoHS指令の適用 除外用途を除く	[EU] RoHS指令; [中国] 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法; [日本] 資源有効利用促進法; [EU] REACH規則附属書XVII; [カナダ] カナダ水銀規則
		電池	意図的添加または電池中の水銀の0.0001重量％（1ppm）		[EU] 電池規則; [中国] 亜鉛負極電池の水銀・カドミウム・鉛含有量の制限要求（GB24427）; [台湾] 乾電池の製造、輸入および販売に関する規制; [韓国] 電気用品および生活用品安全管理法（電池規制）; [米国 ニューヨーク州] 電池削減規則
		電池	均質材料中の水銀の0.0005重量％（5ppm）		[カナダ] Products containing Mercury Regulations SOR/2014-254
		梱包材	意図的添加または4種の重金属（カドミウム/カドミウム化合物、六価クロム化合物、鉛/鉛化合物、水銀/水銀化合物）の合計が0.01重量％（100ppm）		[EU] 包装材指令
10	オゾン層破壊物質（CFC, Halon, HBFC, HCFC その他）	全製品	意図的添加		[EU] オゾン層破壊物質規則; [日本] オゾン層保護法; [米国] 大気浄化法; (Treaty) モントリオール議定書
11	過塩素酸塩	全製品	電池または構成部品の6E-7重量％		[米国 カリフォルニア州] 過塩素酸塩汚染防止法
12	パーフルオロオクタンスルホン酸塩（PFOS）	織物とその他のコートされた材料を除く全製品	意図的添加または部品中の0.1重量％（1000ppm）（PFOSの合計として）		[EU] POPs規則; [カナダ] 特定有害物質禁止規則; [日本] 化学物質審査規制法
13	ポリ臭化ビフェニル類（PBB類）	全製品	均質材料の0.1重量％（1000ppm）		[EU] RoHS指令; [中国] 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法; [日本] 資源有効利用促進法
14	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）	全製品	均質材料の0.1重量％（1000ppm）または意図的添加		[EU] RoHS指令; [中国] 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法; [日本] 資源有効利用促進法; [日本] 化学物質審査規制法
15	ポリ塩化ビフェニル類（PCB類）及び特定代替品	全製品	意図的添加		[EU] POPs規則; [米国] TSCA; [日本] 化学物質審査規制法
16	ポリ塩化ターフェニル類（PCT類）	全製品	材料の0.005重量％		[EU] REACH規則附属書XVII
17	ポリ塩化ナフタレン類(PCN類)	全製品	意図的添加		[EU] POPs規則; [日本] 化学物質審査規制法
18	放射性物質	全製品	意図的添加		[米国]原子力規制委員会規則; [日本] 核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律; [日本] 放射性同位元素等における放射線障害の防止に関する法律; [EU] 放射線基本安全基準指令
19	短鎖型塩化パラフィン類（炭素数10～13）	全製品	意図的添加または0.1重量％（1000ppm）		[EU] POPs規則; [ノルウェー] 健康と環境に有害な化学物質およびその他製品の製造、輸入、輸出、販売および使用の制限に関する規則; [スイス] 政令（ChemRRV）
20	三置換有機スズ化合物	全製品	意図的添加またはスズ元素としての、部品中の0.1重量％		[EU] REACH規則附属書XVII; [日本] 化学物質審査規制法; [ノルウェー] 健康と環境に有害な化学物質およびその他製品の製造、輸入、輸出、販売および使用の制限に関する規則
21	ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩	全製品	意図的添加またはPFOAとその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025 重量％		[EU] POPs規則; [日本] 化学物質審査規制法; [韓国] 残留性汚染物質管理法
22	PFOA関連化合物	全製品	意図的添加またはPFOA関連化合物またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の0.0001重量％		[EU] POPs規則; [韓国] 残留性汚染物質管理法
23	ハロゲン系難燃剤	100cm2超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体及びスタンド	均質材料中のハロゲン含有が0.1 重量％		[EU] ErP指令（電子ディスプレイ）
24	C9-C14 PFCAs及びその塩	全製品	C9-C14のPFCAs 及びその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025重量％		[EU] REACH規則附属書XVII
25	C9-C14 PFCA関連物質	全製品	C9-C14のPFCA関連物質の合計で成形品や混合物中の0.000026重量％		[EU] REACH規則附属書XVII
26	ベンタクロフェノールとその塩およびエステル	全製品	PCP（その塩とエステルを含む）の意図的添加または成形品や混合物中の0.0005 重量％		[EU] POPs規則; [日本] 化学物質審査規制法
27	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)（DEHP）	全製品	均質材料の0.1重量％（1000ppm）		[EU] RoHS指令
28	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	全製品	意図的添加または0.1重量％（1000ppm）		[日本] 化学物質審査規制法
29	ビス[トリブチルスチタンニル]オキシド（TBTO）	全製品	意図的添加または0.1重量％（1000ppm）		[日本] 化学物質審査規制法
30	ジメチル=フタラート	全製品	部品中の0.00001重量％（0.1ppm）		[EU] REACH規則附属書XVII
31	イソプロピル化フェノール=ホスファート(3:1)（PIP(3:1)）	全製品	意図的添加	2033年11月から当社への納入禁止予定	[米国] TSCA
32	ジイソブチル=フタラート	全製品	均質材料の0.1重量％（1000ppm）		[EU] RoHS指令
33	ジブチルフタラート(DBP)	全製品	均質材料の0.1重量％（1000ppm）		[EU] RoHS指令
34	ベンジル=ブタン-1-イル=フタラート（BBP）	全製品	均質材料の0.1重量％（1000ppm）		[EU] RoHS指令
35	ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸（PFHxS）及びその塩	全製品	意図的添加またはPFHxSとその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025 重量％		[EU] POPs規則
36	PFHxS関連物質	全製品	意図的添加またはPFHxS関連化合物またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の0.0001重量％		[EU] POPs規則
37	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン（“デクロランプラス”™）	全製品	意図的添加または成形品中の0.00001重量％		[EU] POPs規則
38	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-328)	全製品	意図的添加		[EU] POPs規則
—	REACH規則の認可対象候補物質（SVHC）	梱包材	0.1重量％（1000ppm）		[EU] REACH規則 認可対象候補物質（SVHC） ※参照） https://echa.europa.eu/candidate-list-table

別表2 禁止対象物質レベル2のリスト

No	物質・物質群名	対象用途	禁止要件	主要な関連規制	禁止時期（注1）
1	中鎖塩素化パラフィン(MCCP) ※炭素数14から17までのものであって、塩素含有量45重量%以上のもの	全製品	意図的添加	[EU] POPs規則	未定 ※ストックホルム条約の動向および顧客要請を踏まえて決定予定
2	長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩 ※炭素数15から21までのもの	全製品	意図的添加	[EU] POPs規則	未定 ※ストックホルム条約の動向および顧客要請を踏まえて決定予定
3	LC-PFCA関連物質 ※炭素数15から21までのもの	全製品	意図的添加	[EU] POPs規則	未定 ※ストックホルム条約の動向および顧客要請を踏まえて決定予定
4	1，2-ビス（ペンタブロモフェニル）エタン（別名デカブロモジフェニルエタン）	全製品	意図的添加	[カナダ] 特定有害物質禁止規則	未定 ※カナダ特定有害化学物質禁止規則の動向をおよび顧客要請を踏まえて決定予定
5	2，2'，6，6'-テトラブロモ-4，4'-イソプロピリデンジフェノール：T B B P A	全製品	均質材料中のTBBPAの0.1重量%（1000ppm）[報告レベル：材料]	[EU] RoHS指令	未定 ※EU RoHS指令の動向をおよび顧客要請を踏まえて決定予定
6	パー及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）	全製品	意図的添加	[EU] REACH規則附属書XVII; [米国 メイン州] メイン州PFAS汚染防止法	未定 ※REACH規則附属書XVIIや各国の関連規制の動向、および顧客要請を踏まえて決定予定

（注1）禁止時期が未定の場合であっても将来的な禁止が想定されるため、含有状況を確認頂き、必要に応じて代替等の検討をお願いいたします。